

日英の養子縁組
厚生労働省の資料をもとに作製

	日本の 特別養子縁組	英國の 養子縁組
養子の年齢	原則6歳未満	原則18歳未満
養親の条件	20歳以上の夫婦、一方が25歳以上	必要 例外 ・親が意思表示でき ない ・養子となる者の利 益を著しく害する 理由がある
実親の同意	終了	必要 例外 ・親が見つからない ・親が同意すること ができる ・子の福祉を著しく 侵害している
実親との関係	終了	終了



ジョン・シモンズさん

英の養子縁組「血縁より環境」

貧困や虐待などで実親が育てられない子どもを、安定した新たな家庭で育む特別養子縁組。制度をより使いやすくする議論が国内で進んでいます。1997年代から積極的に養子縁組を進めてきた英国で、長年支援に携わってきた民間機関「coram BAAF」の政策責任者、ジョン・シモンズさん(67)に、その理念と実情を聞きました。

—どのような組織ですか。

正式名称は、coram British Association for Adoption and Fostering (英國養子縁組連盟)。養子縁組と里親委託に関する自治体や民間団体などに、支援や情報を提供する拠点機関です。政府への助言もしています。

—日本では民間事業者を規制するあっせん法案が議論されています。英国ではどのように制度を整えましたか。

26年に養子制度の法律が作られ、70年代に、社会で子どもを育てる選択肢の一つとして重視されるようになりました。制度の基礎ができました。同時に、血がつながっていても養育が不適切ならば「遺伝(血縁)より環境が大事」との考えが定着しました。現在は、保護された子にとって特別養子縁組が最もかどろかを自治体が決め、公費で54の民間事業者やボランティア団体が仲介・支援し、

実親との分離に悩み揺り戻しも

裁判所が最終決定します。政府専門機関が監査します。

—実親の意思をいかほど尊重していますか。

2002年の法律で改革をしました。子どもの利益を一番に考えて、自治体が実親の同意を得られなくても、養育やアルコール依存、障害などで養育不可能と判断できるようになります。

—日本では養親は法律婚の夫婦に限り、子どもも原則6歳未満です。英国は?

養親は21歳以上で、犯罪歴がない仕事が安定し、英国に1年以上住んでいれば再実婚でも可能です。単身者、同性愛者も相手でいません。重要なのは、愛情、養育意欲、忍耐力、養うに足る経済力です。子は18歳未満。すべての子が利用できる権利を保障しています。

—そんな英国で揺り戻しが起きているそうですね。

実親の養育が困難な家庭で、地方の裁判所が養子縁組を認めたのですが、最高裁が13年に「もうど親や親族を支援し、実親から引き離す」となく養育することを認めに検討できたはず」という理由で決定を差し戻しました。それを機に養子縁組の成立が滞り、BAAFでも、年間約150人の仲介が昨年は54人に減りました。特別養子は児童福祉法に、保護が必要な子の選択肢の一つになりました。ただ判決後も、実親や親族に

育てられることがなくなった子どもが虐待されることがあります。

—実親と永続的に分離する判断は難しいのですね。

国連の「児童の代替的養護に関する指針」では、子どもが永続的な愛着を結ぶ環境を重要な目標にしています。英国でも①実親②親類③養子縁組④里親⑤施設の順番で検討します。実親の養育の可能性、そして親権・親類の判断は、極めて繊細で難しい。実親を支援するために地域の資源を整備しながら、養子縁組を促進していくことが子どもの幸せにかけがえない存在になりました。養子縁組は、子どもに一生の家族を与えることができます。

—自身も2人の養子のお父さんなんですね。

日本には実親との法的関係が残る普通養子縁組と、法的関係がない特別養子縁組がある。普通養子は家制度を守るために要素が強みます。実親の養育の可能性、そして親権・親類の判断は、極めて繊細で難しい。実親を支援するために地域の資源を整備しながら、養子縁組を促進していくことが子どもの幸せにかけがえない存在になりました。養子縁組は、子どもに一生の家族を与えることができます。